

(仮 訳)

プレス・リリース

2010 年 9 月 12 日

中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ

中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループがより高い国際的な最低自己資本基準を 発表

バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ(以下「総裁・長官グループ」)は、2010 年 9 月 12 日の会合において、現在の自己資本基準を本質的に強化することを発表するとともに、2010 年 7 月 26 日に達した合意を完全に承認した。これらの資本改革は、グローバルな流動性基準の導入とともに、グローバルな金融改革の中核における成果となり、11 月のソウルでの G20 首脳サミットに報告される。

バーゼル委の改革パッケージは、普通株等 Tier1 の最低所要水準を 2%から 4.5%に引き上げる。更に、銀行は将来のストレス期に耐え得るよう、2.5%の資本保全バッファを保有することが求められ、合わせて普通株等 Tier1 の所要水準は 7%となる。これは、7 月に総裁・長官グループが合意した自己資本の定義の強化と、2011 年末に導入予定のトレーディング・デリバティブ・証券化取引に対する自己資本賦課の強化を補強するものである。

総裁・長官グループの議長を務めるトリシェ ECB 総裁は、「本日達した合意は、グローバルな自己資本基準の抜本的な強化である」と述べた。同総裁はまた、「本日の合意の長期的な金融システムの安定と成長への貢献は多大であろう。移行措置は、銀行が景気回復を支えつつ新たな基準を満たすことを可能にするであろう」と付言した。バーゼル委の議長を務めるウェリンク・オランダ中央銀行総裁は、「格段に強化された自己資本の定義、より高い最低水準、及び新しい自己資本バッファの導入の組み合わせは、銀行が経済・金融面のストレス期をより上手く乗り切り、それによって経済成長を支えることができることを確実にするであろう」と付言した。

自己資本基準の引き上げ

本日達した合意により、損失吸収性の最も高い資本である普通株等 Tier1 の最低所要水準は、規制上の調整適用前の 2%という現行の水準から、より厳格な調整適用後の 4.5%へと引き上げられる。これは 2015 年 1 月 1 日までかけて段階的に導入される。普通株等 Tier1 やより厳格な算入基準に基づく他の適格金融商品を含む Tier 1 資本は、同じ期間に 4%から 6%へと引き上げられる。(新たな所要自己資本は、付属文書1に要約されている。)

総裁・長官グループはまた、規制上の最低所要資本に上乘せされる資本保全バッファの水準を控除適用後の普通株等 Tier1 で 2.5%の水準とすることに合意した。資本保全バッファの目的は、金融及び経済のストレス期において損失の吸収に使用できる資本のバッファを銀行が確実に維持するようにすることである。銀行はそのようなストレス期にはバッファを取り崩すことが許されるが、規制自己資本比率が最低所要比率に近づくほど、利益分配に対する制限は厳格になる。この枠組みは健全な監督と銀行のガバナンスという目的を補強し、資本状態が悪化している局面においてさえ銀行が裁量的な賞与や高い配当といった利益分配を抑制できなかった、という集団行動の問題(collective action problem)を是正するであろう。

普通株等 Tier1 又はその他の完全に損失吸収性のある資本で 0%－2.5%の範囲で設定されるカウンターシクリカルな資本バッファは、各国の状況に応じて実施される。カウンターシクリカルな資本バッファの目的は、銀行セクターを過度の総信用拡大期から守るといふ、より広いマクロ・プルデンシャルな目標を達成することにある。いかなる国においても、当該バッファは過度に信用が拡大した結果リスクがシステム全体に広く積み上がっている時にのみ発効する。カウンターシクリカルな資本バッファが発効する場合は、資本保全バッファを拡張する形で導入される。

これらの自己資本規制は、上述のリスクベース指標のバックストップとしての役割を果たす、リスクベースでないレバレッジ比率によって補完される。7 月に総裁・長官グループは、試行期間中に Tier 1 比率で最低 3%のレバレッジ比率を試すことに合意した。試行期間の結果を踏まえ、適切な検討と水準調整に基づいて 2018 年 1 月 1 日から第 1 の柱の取扱いに移行することを視野に入れつつ、最終的な調整は 2017 年前半に行われるであろう。

システム上重要な金融機関は、本日公表された基準を超える損失吸収力を持つべきであり、これに関する作業は金融安定理事会及びバーゼル委の関連する作業部会

で継続している。バーゼル委と金融安定理事会は、システム上重要な金融機関に対する統合された対応を開発中であり、それは資本サーチャージ、コンティンジェント・キャピタル、bail-in 債務の組み合わせを含み得る。これに加えて、破綻処理制度の強化に向けた作業も継続中である。バーゼル委は最近、市中協議文書「銀行の実質的な破綻状態における規制資本の損失吸収力を確保するための提案」も公表した。総裁・長官グループは、普通株以外の Tier1 と Tier2 資本商品の損失吸収力を強化するという目的を承認する。

移行措置

今回の危機が始まって以来、銀行は既に自己資本水準を引き上げるために多大な努力をしてきた。しかしながら、バーゼル委による包括的な定量的影響度調査の暫定的な取纏め結果によれば、2009 年末時点において、大規模銀行は総体として、これらの新しい基準を満たすために多額の追加的な資本調達が必要になる。中小企業部門向け貸出において特に重要な役割を果たす小規模銀行は、殆どの場合これらのより高い基準を既に満たしている。

総裁・長官グループはまた、新基準の導入のための移行措置についても合意した。当該移行措置は、銀行セクターが実体経済への貸出を支えつつ、合理的な内部留保と増資によって、より高い自己資本基準を充足できることを確保することを助けるであろう。移行措置は付属文書 2 に要約されるが、以下の内容を含む。

- メンバー国による国内実施は2013年1月1日に開始するものとする。メンバー国はこの日までに、当該ルールを国内法や規制として導入しなければならない。2013年1月1日より、銀行は、リスク・アセット(RWAs)との対比で、以下の新しい最低基準を満たすことが求められる。
 - 3.5% 普通株等Tier1／リスク・アセット
 - 4.5% Tier 1資本／リスク・アセット
 - 8.0% 総資本／リスク・アセット

普通株等Tier1及びTier1資本の最低水準は、2013年1月1日から2015年1月1日の間に段階的に実施される。2013年1月1日に、普通株等Tier1の最低水準は現在の2%から3.5%に引き上げられる。Tier1資本の最低水準は4%から4.5%に引き上げられる。2014年1月1日には、銀行は普通株等Tier1で4%、Tier1で5.5%の最低水準を満たさなければならない。2015年1月1日には、銀行は普通株等Tier1で4.5%、Tier1で6%の最低水準を満たさなければならない。

総資本の最低水準は現行の8%に留まることから、段階的実施の必要はない。8%の総資本最低水準とTier1資本の最低水準の差額はTier2またはそれ以上の資本形態で充足することができる。

- 規制上の調整項目(つまり、控除及び監督上のフィルター)は、金融機関への出資、モーゲージ・サービシング・ライツ及び一時差異に起因する繰延税金資産に関する総計で15%の上限を上回る金額を含め、2018年1月1日までに普通株等Tier1から全額控除される。
- 特に、規制上の調整は、2014年1月1日に普通株等Tier1より必要控除額の20%を控除することから始まり、以後、2015年1月1日に40%、2016年1月1日に60%、2017年1月1日に80%、そして2018年1月1日に100%に到達する。当該移行期間中は、普通株等Tier1から控除されない残りの部分は引き続き各国における現行の取扱いに従う。
- 資本保全バッファは、2016年1月1日から2018年末までの間に段階的に実施され、2019年1月1日に完全実施される。それは2016年1月1日にリスク・アセットの0.625%として始まり、以後毎年0.625%ポイントずつ増加して2019年1月1日にリスク・アセットの2.5%という最終水準に到達する。過剰な信用拡大を経験している国々は、資本保全バッファ及びカウンターシクリカルな資本バッファの積み上げを加速することを検討すべきである。各国当局は裁量によりもっと短い移行期間を課することができ、適切な場合にはそのようにすべきである。
- 移行期間中の所要水準は既に達成しているものの7%の普通株等Tier1比率(最低水準に保全バッファを足したもの)をなお下回る銀行は、合理的に可能な限り早く保全バッファを充足することを目指して、慎重な内部留保政策(prudent earnings retention policies)を維持すべきである。
- 公的部門から注入された既存の資本は、2018年1月1日まで新規規制の適用除外となる。その他Tier1またはTier2資本としての要件を満たさなくなる資本商品は、2013年1月1日から始まる10年間に亘って段階的に減額される。そのような商品の2013年1月1日時点の名目残高をベースとして、その(規制資本としての)認識の上限額は2013年1月1日より90%に設定され、その後毎年10%ポイントずつ減少する。また、償還のインセンティブがある商品は、実効満期日に資本から除外される。

- 普通株等Tier1としての算入要件を満たさない資本商品は、2013年1月1日以降普通株等Tier1から除外される。しかし、以下の3つの条件を満たす資本商品は、前項の「・」で書かれたのと同じ期間に亘って段階的に減額される：(1)非株式会社(non-joint stock company¹)によって発行されていること、(2)現行会計基準の下で資本として取り扱われていること、及び(3)当該国の現行の銀行法でTier1資本の一部として算入が無制限に認められていること。
- このプレス・リリースの公表日の前に発行された商品のみが上記の移行措置の対象でなければならない。

レバレッジ比率にかかる経過措置は、2010年7月26日の総裁・長官グループのプレス・リリースで発表された。即ち、監督上のモニタリング期間は2011年1月1日に開始し、試行期間は2013年1月1日に始まって2017年1月1日まで続き、レバレッジ比率及びその構成項目の開示は2015年1月1日に開始する。試行期間の結果に基づき、適切な検証と水準調整に基づいて2018年1月1日から第1の柱の取扱いへ移行することを視野に入れつつ、最終的な調整が2017年前半に行われる。

2011年から始まる観察期間の後、流動性カバレッジ比率(LCR)は2015年1月1日に導入される。修正された安定調達比率(NSFR)は2018年1月1日までに最低基準に移行する。バーゼル委は、これらの比率を移行期間中にモニターするための厳格な報告プロセスを導入して、これらの基準が金融市場、信用供与及び経済成長にもたらす影響の検証を続け、必要に応じて意図せざる影響を是正していく。

バーゼル銀行監督委員会は、銀行監督に関する継続的な協力のための協議の場である。同委員会は、監督及びリスク管理に関する実務を世界的に促進し強化することに取り組んでいる。委員会のメンバーは、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の代表で構成されている。

中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループは、バーゼル銀行監督委員会の上位機関であり、バーゼル銀行監督委員会のメンバー国の中央銀行総裁及び(非中央銀行

¹非株式会社(non-joint stock company)は議決権のある普通株を発行しないので、1998年のバーゼル委の合意文書ではTier1資本に含まれる適格商品として言及されていなかった。

の) 監督当局長官で構成されている。バーゼル銀行監督委員会の事務局は、スイス・バーゼルの国際決済銀行に置かれている。

付属文書 1

自己資本枠組みの水準調整 所要自己資本及びバッファー(%)			
	普通株等 Tier1 (控除後)	Tier 1 資本	総資本
最低水準	4.5	6.0	8.0
資本保全バッファー	2.5		
最低水準 + 資本保全バッファー	7.0	8.5	10.5
カウンターシクリカルな資本バッ ファーの範囲*	0-2.5		

*普通株等 Tier1 又はその他の完全に損失吸収力のある資本

付属文書2 段階的实施に関する措置(網掛けは移行期間)
(全ての日付は1月1日時点)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019 1月1日
レバレッジ比率	監督上の モニタリング期間		試行期間 2013年1月1日～17年1月1日 各銀行による開示開始 2015年1月1日					第1の柱への 移行を視野	
普通株等 Tier1 最低水準			3.5%	4.0%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%
資本保全バッファ						0.625%	1.25%	1.875%	2.5%
普通株等 Tier1 最低水準+資本保全バッファ			3.5%	4.0%	4.5%	5.125%	5.75%	6.375%	7.0%
普通株等 Tier1からの段階的控除(繰延税金資産、 モーゲージ・サービシング・ライツ及び金融機関に対 する出資を含む)				20%	40%	60%	80%	100%	100%
Tier1 最低水準			4.5%	5.5%	6%	6%	6%	6%	6%
総資本最低水準			8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%
総資本最低水準+資本保全バッファ			8.0%	8.0%	8.0%	8.625%	9.25%	9.875%	10.5%
その他 Tier1 または Tier2 に算入できなくなる 資本のグランドファザリング			10年間(2013年1月1日開始)						

流動性カバレッジ比率(LCR)	観察期間 開始				最低基準 の導入				
安定調達比率(NSFR)		観察期間 開始						最低基準 の導入	